

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告人の上告理由について

所論の乙第六ないし第一三号証の内容と本件における当事者双方の事実上の主張との関係に照らせば、右各書証がどのような事実を立証しようとしているのかは明白であるから、たとえ右各書証の申出に際して民訴法二五八条一項所定の「証すべき事実」の表示がされなかつたとしても、裁判所が右各書証を取り調べてこれを事実認定の資料に供したことによつて所論の違法はない。右と同旨の原判決は正当であり、  
論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	寺	田	治	郎